

法科大学院修了者の新司法試験受験者数・合格者数・資格喪失者数の推移

(単位:人)

区 分	修了者数	平成18年試験			19年試験			20年試験			21年試験			累積者数			
		受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者	合格者	資格喪失者	受験者実数	合格者	資格喪失者	
平成17年度修了者	2,176	2,091	1,009	6	903	396	44	324	99	183	130	8	62	2,122	1,512	295	
18年度修了者	4,415				3,704	1,455	3	1,960	500	55	1,089	168	449	4,215	2,123	507	
19年度修了者	4,910							3,977	1,466	3	2,161	461	58	4,375	1,927	61	
20年度修了者	4,979										4,012	1,406	2	4,012	1,406	2	
															資格喪失者計		865

(注)1 法務省及び文部科学省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

2 新司法試験の受験回数制限について

(司法試験法第4条第1項)

司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、3回の範囲内で受けることができる。

一 法科大学院の過程を修了した者 その修了の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間

(司法試験法附則第8条第2項)

新法第4条第1項第1号の受験資格に基づいて新司法試験を受けようとする者が、その受験前に旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験の受験(当該新司法試験の受験に係る受験資格を得る前の受験については、当該受験資格を得た日前二年間のものに限る。)をしているときは、その旧司法試験等の受験を、当該受験資格に基づいて既にした新司法試験の受験とみなして、新法第4条第1項の規定を適用する。